

1 いじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

学校基本方針は、学校のみならず、保護者・地域とともに方針を策定します。また、児童の意見を取り入れいじめ防止等に向けて主体的かつ積極的に活動できるよう留意して方針を策定します。この方針は、いじめは他者の人権を踏みにじる卑劣な行為であり、絶対に許されない行為として、保護者にもその責任が及ぶものとしています。これらを総合的・包括的に考慮し、本校のいじめ防止基本方針を策定します。

《「いじめ」とは》

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（「文部科学省」定義による）

2 いじめ防止に向けた本校の基本方針と目的

(1) いじめ防止に向けた本校の考え方

誰もが安心して豊かに生活することができるいじめのない社会の担い手を育成するとともに、学校での「居場所づくり」「絆づくり」「よりよいコミュニケーションづくり」など未然防止を基本とし取り組みます。しかし、いじめの事案が発生した場合には、全容解明と加害児童・周辺児童及び被害児童への支援に全校をあげて組織的に取り組み、再発防止に努めます。

(2) いじめ防止のための具体的取組

①未然防止

特別支援教育の視点による全員参加型の授業や体験活動等の中で、子どもの自己有用感を高め、いじめを生まない学校、学年、学級風土を作ります。また、道徳教育や読書活動、縦割り活動の推進、子どもの社会的スキル横浜プログラムの計画的実施等で、自他ともに認め合う豊かな心を育て子ども一人ひとりのベストスマイルを引き出します。

②早期発見

教職員は児童理解、特別支援教育、人権教育等の研修に努め、子どもに寄り添う指導・支援に努めます。児童への定期的なアンケートをもとに日常的な教育相談を行い、いじめの早期発見に努めます。

③措置

発生したいじめには、迅速かつ組織的に解決にあたります。被害児童に寄り添い支援するとともに、かかわった児童については、それぞれの保護者と協働し、再びいじめを生まないための指導・支援を行います。必要な場合は、外部専門機関とも連携します。

<いじめ防止対策校内委員会とその役割>

- ・ 構成員…校長・副校長・学年主任・養護教諭・児童支援専任・学年主任・関係児童の担任等 必要に応じて、学校関係者、福祉や心理、法律等の専門家等
- ・ 組 織…校内児童指導部会、拡大委員会(職員会議)
- ・ 役 割…いじめ事案の調査及び対処・指導・支援方針の決定
必要に応じて、教育委員会、PTA、学校運営協議会への報告

<重大事態に対する対処>

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- ・校内「いじめ防止対策委員会」は迅速に対処・調査を実施し、その結果を教育委員会に報告します。事案に関係した児童及び保護者に、調査によって明らかになった事実関係を説明します。
- ・必要に応じて、警察や児童相談所等の外部機関と連携し、児童・家庭の支援を行います。

(3) いじめ防止のための校内教育活動等年間計画

	取組名	具体的取組内容	実施期日
相談活動	教育相談	・学級担任が児童と相談実施。	随時
	個人面談	・学級担任が保護者と面談を年2回実施。	7月11月
	地域訪問	・学級担任が保護者と全家庭で年1回実施。	5月
調査活動	アンケート	・児童対象に実施。	11月
	YP アセスメント	・YP アセスメントを実施。	5月10月 2月
教育活動	教科等授業	・「豊かな心を育成する」ための授業改善の実施。	年間
	道徳授業	・いじめ防止の授業を全学級で年1回実施。	学級による
	人権授業	・人権に関する授業実践(人権週間)。感想の掲示。	12月
	特別活動等(係活動、行事等)	・横浜プログラムによる人間関係づくり。 ・体験活動、各種行事、異学年交流等を通して「思いやりの心」「自己有用感」の育成。	4月 年間
	児童会活動	・ブロック子ども会議を開催し、よりよい学校生活づくりに主体的に取り組めるように支援。	5月10月 2月
	情報モラル教育	・高学年児童への携帯端末使用についての指導。(保護者参加含む)	2月
職員研修	児童指導研修	・本校の児童指導体制、いじめ防止基本方針を全職員で共通理解。	年間
	校内研修	・いじめ事例対応研修、YP アセスメント研修等全職員でグループ研修を実施。	7,8月
	小中ブロック研修	・小中ブロック全職員で人権研修。	1月

3 その他

- 「池上小学校いじめ防止基本方針」は、必要に応じて改訂します。
- 「池上小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)に基づき作成しています。